

## 消防訓練場所の確保の協力に関する協定書

豊田市消防本部（以下「甲」という。）及び太啓建設株式会社（以下「乙」という。）は、  
消防訓練場所の確保の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は豊田市内において、大規模な地震等の災害が発生した際に円滑かつ効果的な消防活動を行うため、建物の破壊又は解体を伴う救助訓練等の場所（以下「消防訓練場所」という。）の確保の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （対象区域）

第2条 消防訓練場所を提供する対象区域は、豊田市内全域とする。

### （消防訓練場所の提供）

第3条 乙は、訓練が可能な消防訓練場所が発生した場合、文書又は口頭により甲へ情報提供するものとする。

### （報酬）

第4条 乙が、消防訓練場所を提供した場合の報酬は、無償とする。

### （訓練計画）

第5条 甲は、訓練に先がけて訓練計画書を作成し、乙の承認を得るものとする。

### （損害補償等）

第6条 乙が提供する消防訓練場所での訓練において甲の過失による損害補償等が発生した場合は、甲はこれを補償する。また、甲の職員が負傷した場合も同様とする。

### （協定の有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年3月3日

甲 豊田市長興寺5丁目17番地1

豊田市消防本部

消防長

山内 純朗



乙 豊田市東梅坪町10丁目3番地3

太啓建設株式会社

代表取締役社長

大天伸明

